

## グローバリゼーションと日本の政党の政策形成

五十嵐 暁郎

はじめに——92年代以後の政党政治についてのグローバリゼーションの意義

一 グローバリゼーション関連の政策課題に対する各政党の取組み

二 規制緩和

三 地球環境（京都議定書批准）問題

四 定住外国人の参政権

結びにかえて

はじめに——92年代以後の政党政治についてのグローバリゼーションの意義

一九九三年、三八年間におよぶ自民党長期政権は終わりを告げ、連立政権時代がスタートした。戦後日本の政党政治にとって新しい時代が始まったのである。この新しい時代はしかし、単独政権か連立政権かの違いだけではなかった。戦後日本の政党政治は、その政策的な課題においても、それまでの時代と質的な変化を見せている。すなわち、今日に至る連立政権時代は、グローバリゼーションの影響が拡大し、それが様々な政策的な課題を生み出し

ていく時代と重なっているのである。

そもそも連立政権時代に移行することになった重要な背景の一つは冷戦の終焉であった。それは冷戦時代以来五〇余年にもわたる政党間のイデオロギー的対立を無意味なものとし、五五年体制の最終的な崩壊をもたらす重要な原因の一つになった。さらに、冷戦の終焉は市場経済の拡大の結果であったが、冷戦の終焉がまた、体制の違いによる障壁を崩壊せしめたことよって、八〇年代に強まりつつあったグローバリゼーションを本格化した。連立政権の時代がグローバリゼーションの時代と重なることには、以上のような必然性があった。かくして連立政権時代の政党政治はグローバリゼーションがもたらす政策的課題に取組まざるをえないのである。また、各政党や政治家たちも、冷戦イデオロギーに代わる新しい「旗印」を求めて、この政策的課題に注目したのである。

ところで、グローバリゼーションがもたらす政策的な課題には二つの類型がある。一つは、いうまでもなくグローバルな資本主義の生産、サービスそして金融の市場拡大がもたらす課題であり、それへの対応としては様々な分野における規制緩和、金融と貿易の自由化、そして民有化などが課題として掲げられる。この類型の課題は多くの場合、グローバリゼーションの「先進国」である米国によって問題提起あるいは要求されてきたものであり、米国の外交関係を通じて突き付けられてきた。

もう一つの類型は、グローバリゼーションによって生じてきた、人類にとって普遍的な価値にとつての危機に対応しようとする、あるいはそうした普遍的な価値を共有しようとする課題である。たとえば、移住労働者の人権や地球環境に関する政策課題などがその例である。地域のコミュニティにおいて自由や民主主義を保持しようとする場合や、グローバルなコミュニケーションによってこれらの普遍的な価値にたいする関心を喚起されて新たに獲得をめざす場合もこの類型に含まれるであろう。人権や地球環境、自由、民主主義の保存は否定し難い価値であり、そうした普遍的な価値の実現を掲げ、運動するのは、NGOやマイノリティの諸団体など、地域コミュニテ

イーにおける改革的な集団、ジャーナリズム、そして世論である。<sup>(1)</sup>

こうした政策的な課題が、やがて議会に持ち込まれ、政党によって取組まれ、議論され立法化されるのは当然の成り行きであるといえる。実際に、グローバリゼーションがもたらした政策的な課題は八〇年代から日本の政党政治を揺さぶってきた。八〇年代初めの(第二次臨時行政調査会 第二臨調)による民営化、規制緩和、予算削減などの、いわゆるネオ・リベラリズムの主張を嚆矢として、論議と動きは始まった。第二臨調が掲げた課題を履行しようとした中曽根政権は農民や零細商店主などの旧来の自民党支持者から都市新中間層へと「左にウイングを伸ばす」ことを試み、同時に国鉄の民有化に際しては社会党の支持勢力であった労組の切り崩しを図った。九〇年代前半には、小沢一郎や細川護熙らが「小さな政府」論などのネオ・リベラルな主張を念頭に政界再編成に乗り出し、政治腐敗や政治改革の問題も絡んで政党政治は自民党の分裂や新党の結成という激動を引き起こした。これらは主として上記の第一の類型による動きである。<sup>(2)</sup>

他方、新党さきがけや民主党は、その結成の当初から地球環境や定住外国人の参政権問題など、上記の第二の類型に属するグローバリゼーション関連の政策を掲げることによって、既存の政党や政治家たちとは異なる立場を鮮明にしようとした。たとえば一九九六年五月に民主党の旗揚げ宣言ともいうべき雑誌論文で、鳩山由紀夫は高知県橋本大二郎知事が一般事務職員の採用について国籍条項を外すことを主張したことや新党さきがけの錦織淳議員らが定住外国人に地方参政権を与えるべきであると主張していることに触れながら、「私などはさらに一步を進めて、定住外国人に国政参政権を与えることをも真剣に考えてもよいのではないかと思っている。行政や政治は、そこに住むあらゆる人々によって運営されてしかるべきである。それができないのは畢竟、日本人が自分に自信がないことの表われである。日本があらゆる人々の共生の場となるために、日本人の自己の尊厳が今こそ尊重されなければならぬ」と述べている。

さらに続けて、「実は、人間中心主義の考え方そのものが思い上がりであり不遜なのである。この世の中には人間だけでなく、動植物などの生命体と水や空気や鉱物などの非生命体が存在している。人間以外を自然とか環境とかひとくくりにして、自然保護とか環境保護とかを唱えているが、その言葉自体がおこがましいのである」とラディカルな姿勢を示している<sup>(3)</sup>。

ところで、そうした政策も政党政治の場においては、さまざまに屈折してくるのも事実である。第一に、グローバルな課題であるといっても、これまで国民国家における議論の基準であった国家的利害との関係が問題とならざるをえない。グローバルな資本主義経済への適応と国民国家の経済的利害とを、どのようにして調和させることができるのかは、政党政治家を悩ませるジレンマである。彼らはまた、人権や地球環境の保存などと国家的利益のいずれを優先させるかという、より一層の苦境に直面しなければならぬ。

第二に、前述の第二の類型に関しては、生産や利益を中心に考えてきたこれまでの発想を、生きがいや共生といった異なる次元の、「グローバル」な発想に転換できるかという問題がある。こうした転換は一般の人々にとっても必ずしも容易ではないが、とくに政党政治家においては、きわめて現実的な利害関係の中で活動し発想してきた場合が多いことを考えれば、いつそのの困難を伴うことは想像に難くない。こうした転換のためには、情報や知識、理論の吸収やNGOや国際組織との間での情報や人的な交流が必要であろう。実際には、各党にはこうした課題に使命感を抱いている政治家が少なくない。本論において取上げる各政策についても、若手の政治家を中心に、政党横断的に関心が共有されている場合が少なくない。

第三に、各政党のグローバルな課題への対応は、これまでの保守や革新あるいはリベラルといった各政党の位置関係と必ずしも一致しないであろう。新たな次元ともいえるべきこうした課題にたいして、各政党は、自党の理念を読み込み、読み替えて対応せざるをえないことがしばしばあるだろう。また、政党として企業や労働組合といった

支持団体の利益から、グローバルな課題への取組みに特定の性格や限界が生じることもある。その結果として、各政党が従来とは異なるイメージで有権者の前に現れることも間々あるのである。

### 一 グローバリゼーション関連の政策課題に対する各政党の取組み

グローバリゼーションそれ自体について各政党が必ずしもそれぞれ包括的な政策や意見を表明しているわけではない。グローバリゼーションが、経済活動の地球規模での一体化から、世界各地の地域における人権問題や地球環境問題への取組みに至るまで多様であり、それについて統一的な見解を示すことが困難であるという事情も、その背景にあると思われる。

自民党は、二〇〇〇年に発表した「平成二二年党運動方針」でグローバリゼーションに触れて、次のように述べている。「二〇世紀の世界に顕著に表れた『グローバリゼーションの進展』、そして、それに伴う『大競争(メガ・コンペティション)』の一大潮流は、二一世紀にも飛躍的に進展していく。このような世界の流れに対し、日本は受身になつてはならない。むしろ、そのダイナミズムを世界の安定と繁栄が一層増進する形で活用しなければならぬ。(中略)グローバルな『大競争』の世界で生き抜くことが、日本の大きな国家目標である」。自民党はグローバリゼーションを経済中心の「大競争」という世界的傾向であると捉え、それに「生き抜く」ことを国家目標と考えているのである。ここで想定されているのは、明らかに上記第一の類型の政策態度であり、同時にグローバリゼーションという世界的潮流に乗り遅れまいとするナシヨナリスティックな意識が感じられる。

一方、共産党は、日本共産党第二二回大会決議(二〇〇〇年一月二四日)において、「経済のグローバル化(地球規模化)をどうとらえ、どう対処するかは、二十一世紀に世界が直面している重大な課題である」と、この問題を重視している。そして、「問題は『グローバル化』の名で、アメリカを中心とした多国籍企業と国際金融資本の

無制限の利潤追求を最優先させる経済秩序——規制緩和と市場万能主義の経済秩序を、全世界におしつけていることである。その結果、世界の資本主義は、その存在そのものをみずから脅かすような深刻な矛盾を広げている」として、具体的にはグローバリゼーションが「貧富の差の拡大」「国際規模での独占化」「金融投機の横行」という「矛盾」や無秩序をもたらしているとして<sup>(4)</sup>いる。共産党によるこの定義は自民党と同様に、まず経済・金融面でのグローバリゼーションを、もちろん自民党とは異なり、マルクス主義の基本的な視点にもとづいて、批判的な角度から取上げている。しかし、共産党も後に見るように、グローバリゼーションの他の側面については必ずしも否定的ではなく、積極的に評価している場合もある。

これにたいして民主党は、前述のように結党時の鳩山由紀夫代表の「宣言」や、本論でも取上げる規制緩和や地球環境、定住外国人の参政権問題などにおいては、かなり積極的に、しばしば踏み込んだ発言も行なっているにもかかわらず、グローバリゼーション総体についての正面からの見解は示していない。わずかに『民主党規定集』に収められている「私たちの基本理念」（一九九八年四月二七日民主党統一〇第一回大会決定）において、「市場万能主義」と「福祉至上主義」の対立概念を乗り越え、自立した個人が共生する社会をめざし、政府の役割をそのためのシステムづくりに限定する、「民主中道」の新しい道を創造すると述べているのが見出せる。上の第一と第二の類型にたいして「第三の類型」を指摘しているということだが、その方向はグローバリゼーションに関しては明確化されていると言えない。アンソニー・ギデンズらが提唱している社会民主主義の再生——「第三の道」が念頭にあることが想像される<sup>(5)</sup>。

社民党と自由党がグローバリゼーションそのことについて言及している例は見出せなかった。しかし、規制緩和やグローバリゼーションに関する個々の課題に対する態度や政策を通して、それぞれの立場を推測することはできる。たとえば社民党が規制緩和について、「規制緩和は市場の野放し状態を容認する危険性を有しており、市場原

理・競争原理の徹底による無秩序な規制緩和によって、人権、健康、雇用、安全などの社会的に守られるべき価値が損なわれることは、断じて容認することはできない」と述べていることから、同党がネオ・リベラリズム的な傾向に対して共産党に近い批判的見解を持つていることが伺われる。しかし、規制緩和の背景にあるグローバリゼーションそのものについて掘り下げて議論していないことに変わりはない。

本稿では、グローバリゼーションに関する政策課題の中から規制緩和、地球環境（京都議定書批准）、定住外国人の参政権という、それぞれ性格が異なる三つの例を取上げてケーススタディを試みる。

## 二 規制緩和

規制緩和は、すでに八〇年代から経済や通信のグローバリゼーションにもなつて重要な政策課題であったが、九〇年代に入るとその範囲は急速に拡大して社会全般にわたる政策課題となつている。

当初、規制緩和は先進各国において官僚制によってリードされた。とりわけ日本においてはその傾向が強く、政党の役割は大きくないと言われてきた。例外があるとすれば、広義の規制緩和にあたる民営化を推進した第二臨調における中曽根康弘の積極的な行動であった。しかし具体的な規制緩和の局面においては、政党の役割は大きくなかった。たとえば、通信に関する規制緩和においては、自民党は技術的な問題を十分に理解できなかったこともあつて、規制緩和の論議そのものに加わるうとはせず、自分たちや自分たちの選挙区にとつて利益があると思われるときに限つて介入した。たとえば、規制緩和をめぐる通産省と郵政省とが対立したとき、両省は自民党の族議員の助けを求めたが、彼らはその際に二〇〇名以上のメンバーからなる「ニューメディア議員連盟」を組織したものの、抜け目なく自分たちの支持団体である中小企業の利益を優先した。社会党はほとんどこの問題に関与すること（6）はなかったが、支持団体である全国電気通信労働組合（全電通）に関係する場合に限つて関与した。

金融部門に関する規制緩和においては官僚が政治家の助けを求めることがさらに少なく、自民党族議員の影響力は弱かった。一部の議員はSEC (米国証券取引委員会) 型の規制案など政治主導による規制緩和政策を実現しようとしたが効果は少なかった。いずれの場合においても、八〇年代と九〇年代前半の規制緩和において官僚は政党を凌駕し、「規制緩和」の名の下に従来とは異なるかたちで再規制 (re-regulation) を行なうことを特徴とする「規制緩和」を実行したのである。<sup>(7)</sup>

しかし、上記のように規制緩和の範囲が社会の日常生活の様々な場面へ拡大するにともなって、各政党もそれをもたらす広範な影響のゆえに、またそれぞれの支持団体の利益のために、その課題に取組まざるを得なくなっている。また、一方においては、規制緩和が直接、政党そのものの基盤を揺るがすという事情も生じてきた。たとえば大規模小売店舗立地法 (大店立地法 二〇〇〇年六月施行) や酒類販売の免許制 (店舗間の距離や人口比による店舗数の制限がある) が規制緩和によって廃止されると、自民党の支持基盤である商店街の会長など地域の役員として重要な役割を担ってきた酒屋は、ディスカウント店の販売力に圧倒され、これまでのような余裕が無くなる。おなじく地域における自民党支持のまとめ役であった米屋もディスカウント店やコンビニエンスストアに押されて、その数が激減している。とりわけ大都市では、その影響力が大きく、二〇〇〇年六月の総選挙において東京都など都市部で自民党の有力候補が次々に落選した原因であると分析されている。<sup>(8)</sup>

たとえば東京五区の小杉隆・自民党候補 (元文相) の場合、酒販免許取得に関する規制緩和によって彼の選挙区では従来型酒店の売上シェアは一九八九年の七五%から九九年の二四%まで激減した。その結果、自民党の金城湯池である商店街の旦那衆であった酒屋や米屋の多くはコンビニ経営に移行したが、フランチャイズの下で二四時間営業するコンビニの仕事は決して楽ではなく、地域の政治に関わったり選挙の手伝いをする余裕は無くなってしまった。実は、小杉自身が選挙区の生き残り策のためにコンビニ経営への移行を積極的に進めてきたのであったが、



その政策の結果、商店街を中心とした連帯は失われ、地域社会は変質してしまった。そして皮肉なことに、それが小杉の落選の一因となったのである。<sup>(9)</sup> グローバリゼーションはこのように、場合によっては政治家や政党の死命を制する重大な政策課題にもなっているのである。

規制緩和は経済のグローバリゼーションに直接関連する政策課題である。同時に、日本においてはとくに、中央集権的なシステムの是正や強力な官僚制がもたらす弊害の除去という課題が重なっていた。まず自民党のこの政策に対する態度を見てみよう。一九八一年七月、鈴木内閣・中曽根行政管理庁長官の下での第二臨調・第一次答申は、行政改革の理念を提示したものであるが、その中で規制緩和について触れている。「活力ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する貢献の増大」というこの答申における二つの柱のうち特に前者において、「来るべき高齢化社会、成熟社会は一面で停滞をもたらしやすいが、その中で活力ある福祉社会を実現するためには、自由経済社会の持つ民間の創造的活力を生かし、適正な経済成長を確保することが大前提になろう」と述べているところに、市場経済の機能への信頼と期待が表れている。

一九九七年一月、橋本首相は施政方針演説で、行政改革（中央省庁の再編、内閣機能の強化）、財政改革（歳出削減、歳入構造の改革）、社会保障改革（医療・福祉システム改革、年金改革）、教育改革とともに経済改革（規制緩和による経済の活性化）と金融改革（金融の自由化、ビッグバン）をあげている。これらの改革案の背景にあるのがネオ・リベラリズム的な発想であることは明らかである。<sup>(10)</sup> 橋本内閣はこれ以後も、景気浮揚の効果も期待しつつ矢継ぎ早に、約三〇〇〇項目に及ぶ規制緩和推進計画を閣議決定した。<sup>(11)</sup>

#### △規制緩和の経緯▽

一九八〇年十一月二十八日 臨時行政調査会設置法案可決成立。

- 八一年 三月一六日 臨時行政調査会発足。
- 八二年 二月一〇日 調査会、「行政改革に関する第二次答申——許認可等の整理合理化」を決定し提出。
- 八三年 三月一四日 調査会、「行政改革に関する第五次答申——最終答申」を決定し提出。
- 九五年 三月三一日 閣議、規制緩和五カ年計画（九五―九九年）を決定。
- 九六年 三月二九日 閣議、規制緩和推進計画の改定を決定（計一七九七項目）。
- 九七年 三月二八日 政府、規制緩和推進計画の再改定計画（一九九八―二〇〇〇年）を決定（八九〇項目を追加）。
- 九八年 三月三一日 閣議、規制緩和推進新三カ年計画を決定（六二四項目）。
- 二〇〇〇年 三月三一日 閣議、規制緩和推進三カ年計画を再改定（一二六八項目）。
- 六月 一日 大規模小売店舗立地法（大店立地法）施行。
- 八月二八日 政府与党連絡会議、酒類販売免許規制の一部緩和（二〇〇〇年九月実施予定）を二〇〇一年一月まで延期することを決定。

一九九七年三月に自民党の規制緩和座長会議によって発表された「規制緩和推進重点事項」の「基本的考え方」は次のように述べている。「当委員会は、規制緩和の推進に取組むに当たって、自己責任原則と市場原理に立つ自由で活力のある経済社会にしてゆくことを基本とした。個々の規制について言えば経済的規制については、原則自由・例外規制、社会的規制については、段階的な規制緩和策にとどまらず、規制の撤廃を含めた最終的な到達点とそこに到るまでの手順、スケジュールを可能な限り示すことに努めた。規制緩和を進めることにより、消費者の利便性を高め、また、事前統制型の行政から事後チェック型の行政への転換を図っていかなければならないと考え

る。全体として、「市場原理」と「自己責任原則」とが強調されていることが分る。<sup>(12)</sup>

民主党もまた、その「基本理念」において、「市場原理」を強調して、リベリズムの立場を鮮明にしている。その中の「私たちのめざすもの」という項では、「第一に、透明・公平・公正なルールにもとづく社会をめざします。第二に、経済社会においては市場原理を徹底する一方で、あらゆる人々に安心・安全を保障し、公平な機会の均等を保障する共生社会の実現をめざします。第三に、中央集権的な政府を、『市民へ・市場へ・地方へ』との視点で分権社会へ再構築し、共同参画社会をめざします」と述べている。また、「第一九回参議院議員通常選挙政策 すべての人に公正であるために／七つの改革・二一の重点政策」(二〇〇一年四月)の諸政策でも、国家の権限や業務を削減し市場経済によって活力を獲得しようとするネオ・リベラルな立場から、規制緩和や民営化が繰り返し唱えられている。<sup>(13)</sup>しかし、この政策における民主党の特徴は、一方で規制緩和を推し進めるとともに、他方においてセーフティーネットを用意するところにある。<sup>(14)</sup>ネオ・リベラルな立場を社会民主主義的な政策で補うというのが、この政策についての民主党の基本的な態度である。

公明党の政策では、規制緩和が強調されているとは言い難い。「指定された産業」について、「新規参入・競争原理を促すための規制緩和・撤廃」が唱えられているが、他方では「中小企業、零細企業の資金調達のパラ滑化」などの救済策が、より積極的に主張されている。<sup>(15)</sup>同党が後者を支持基盤にしていることを考えれば当然であろう。

共産党の規制緩和に対する態度は、グローバルリゼーションについての同党の前述のような理解にもとづいているが、規制緩和にも様々な性格のものがあり一概には是非を決定できないとして、実際には政府・自民党の政策に対して個別に「是々非々」の姿勢で対応してきた。<sup>(16)</sup>社民党は規制緩和に対して一方では中央政府の権限を縮小することについては同意しながら、他方では強い警戒の姿勢を示している。一九九七年三月、橋本内閣による積極的な規制緩和方針(規制緩和推進計画の再改定)に対して、社会民主党地方行政特別部会および同運輸特別部会は安全性な

ど「社会的に守られるべき価値」が損なわれるべきではないとして批判的な見解を示している。<sup>(17)</sup>

以上のように、規制緩和についてはこれまでの官僚制による過剰な規制や中央集権を是正するという「総論」の部分では各党とも異論がない。しかし各党とも、これから具体的な、また国民の生活に関連する課題が規制緩和の議論の対象となるにつれて、政策の方向は多様になり、対立も深まるであろうと予測している。

### 三 地球環境（京都議定書批准）問題

地球環境問題は、グローバルな規模で自然環境が悪化しているということと同時に、国際社会と地域社会の二つのレベルで対策が取組まれているという意味でもグローバリゼーションの性格を明確に示している課題である。この問題は、当初は国際機関やNGOが取り組み、やがて各国の政府機関も無視できなくなり、一九九七年一二月に開かれた京都会議の議定書批准問題をきっかけに各政党も本格的に乗り出してくるという経緯をたどってきた。

#### △京都議定書批准問題の経緯▽

一九九〇年

第二回世界気候会議で気候変動枠組み条約の策定交渉開始確認（ジュネーブ会議）。

一九九二年 五月

気候変動枠組み条約を採択（先進国が一九九〇年代末までに温室効果ガスの排出量を九〇

年レベルにもどすことなどをうたう）。

六月

ブラジル・リオデジャネイロで地球サミット。右条約に調印。

一九九四年 三月

同条約が発効。

一九九五年 四月

ベルリンで同条約第一回締約国会議（二〇〇〇年以降の先進国の取り組みについて、九

七年中に定めることを決める）。

九六年 七月 ジュネーブで同条約第二回締約国会議（第三回締約国会議の開催地を京都に決める。第

一回会合で合意した新たな国際的約束を法的拘束力があるものにすることに合意）。

一九九七年二月 一日 地球温暖化防止条約・第三回締約国会議（温暖化防止京都会議）。

〽 二日 温室効果ガス削減合意。

一九九九年 四月 改正省エネルギー法、地球温暖化対策推進法施行、「地球温暖化に関する基本方針」を閣議決定。

二〇〇〇年十一月三日 気候変動枠組み条約第六回締約国会議（地球温暖化防止ハীগ会議、COP6）、京都議定書運用ルール決まらず。

二〇〇一年 三月二十八日 米国ブッシュ大統領「京都議定書」から事実上離脱表明。

四月二日 ニューヨークで非公式閣僚級会合が開催される。（七月のボンでの地球温暖化防止会議で京都議定書に基づく国際合意を目指すことを確認し閉幕。米国は同議定書に反対の意向を改めて示し、ボン会議で議定書に代わる国際的枠組みを提示することを表明）。

六月十五日 欧州連合（EU）日本に特派派遣へ（京都議定書の批准を求めるため）。

EUは「米国抜き」発効の多数派工作を始める。

七月一八日 米抜き批准について激論、ボンでハীগ会議（COP6）の再開会合開催。

〽 二〇日、二二日

七月一八日 ジェノバ・サミットで主要八カ国首脳会議（G8）。日本政府、米国政府を説得できず。

〽 二二日（議論白熱調停は不発）。

七月二五日 ボンビ COP6 の全体会議で京都議定書の運用規則合意文書を正式に採択（合意文書に  
発展途上国が一時反発）。

一〇月二九日 モロッコ・マラケシュで COP7 を開幕。

十一月一〇日 COP7 で京都議定書に最終合意（妥協の末、効果は減少）。途上国参加が次の焦点とな  
る。

二〇〇二年 二月 八日 京都議定書について政府が基本方針を明らかにする。

① 二〇一二年までを三つの時期に分けて段階的に対策案を策定。

② 省エネ、新エネルギー普及などの分野ごとに温暖化ガスの数値目標を決める。

二月一四日 米政府、地球温暖化防止のための京都議定書代案を発表。代案として、米国は国内  
総生産あたりの温室効果ガスの排出を GDP あたり一八％削減（総排出量は現状通  
り）。

二月二〇日 日米首脳会談で温暖化論議に踏み込まず、「米国案」評価、「親密ぶり」が優先される。

自民党は一九九七年一月一六日に発表した「平成一〇年度予算編成大綱」の重要政策の一つとして「環境保全  
型社会に向けた環境政策の総合的展開」として、「地球温暖化対策の抜本的な強化」「廃棄物対策等の環境保全型社  
会の構築に向けた取り組み」「自然と人間の共生の確保」などを掲げている。「環境保全（循環）型社会」の形成とか  
「自然と人間の共生」といった環境政策の理念については、これを否定する政党はなく、ほとんどの政党が「総論」  
として謳っている。

しかし、具体的な政策になると、その態度には差が生じてくる。多くの場合、問題は産業政策との調整であり、

産業界と関係の深い政党は環境保全のみを考慮して政策を形成することが難しくなる。とくに、重厚長大産業において企業側との関係が強い自民党と、同じ産業分野の労働組合側との関係が強い民主党がこうした妥協を余儀なくされる可能性がある。民主党は、掲げている基本政策としては最もラジカルであるが、反面ではこのような事情を内包しているのである。逆に、そうした産業・労組との関係が薄い公明党、共産党、社民党の場合は、いわば「純粹に」理念を追求することが可能であると言える。

他方、地球環境政策は外交的な側面を持っており、単純に国内的な環境政策として考えることはできない。地球環境問題のこうした複雑な面が表面化したのが京都議定書（一九九七年二月一日採択）の批准問題であった。<sup>(18)</sup>二〇〇〇年一月にオランダのハーグで開かれたCOP6（気候変動枠組み条約第六回締約国会議）は京都議定書を二〇〇二年から発効させるための最終会議として注目されていたが、日米とEU・途上国との対立が調整できず合意に到らなかった。その際、日本政府は①森林による二酸化炭素吸収の算定率を高くする（三・七％）②京都メカニズム（排出権取引など）の利用に制限を設けない③途上国への植林を先進国の削減分としてカウントする④原発建設を温暖化ガス削減事業と認め、途上国への原発建設を先進国の削減分としてカウントする⑤目標未達成国に対して厳しい遵守措置は取らない等を主張し、米国もほぼ同様の主張であった。これに対してEUは、まったく対照的な主張を行った。日米両政府の主張が産業の保護を念頭に置いていることは言うまでもない。

二〇〇一年三月二八日、米国のブッシュ政権は約三年前に民主党前政権が合意した京都議定書を支持しないことを表明した。京都議定書は温暖化ガスの削減について先進国がはじめて結んだ法的拘束力のある協定であり、これなくして今後の地球環境への取組みに踏み出すことができないと言われている。京都議定書が発効するためには、五五カ国以上の批准と、批准国の九〇年におけるCO<sub>2</sub>排出量の合計が先進国全体の五五％を超えることが条件になっている。米国は一国だけでその三六％を占めるといふ群を抜く大口排出国であるだけに、その離脱の影響は大

きい。

ブッシュ政権による京都議定書不支持表明の数日後、超党派の国会議員と環境NGOは緊急集会を開いたが、直前の呼びかけだったにもかかわらず鳩山由紀夫・民主党代表、志位和夫・共産党委員長、土井たか子・社民党党首ら党首クラスが顔をそろえ、三九人の国会議員が参加した。同日、国会で行われた党首討論でも、多くの党首がこの問題を森喜朗首相に質した。<sup>(19)</sup>米国の京都議定書離脱に対してEUや途上国は激しく非難したが、日本の小泉政権・環境省は「米国抜きでは意味がない」として、米国を京都議定書合意に踏みとどまらせるための説得を請け負った。しかし、米政府・議会ともに反対の姿勢をさらに強めたために、説得の目的を立てることができない日本政府はEUと途上国の不信をかうことになり苦境に陥った。日本政府のこうした態度は対米外交を重視する小泉政権の姿勢を反映していた。国会では野党が政府に先行批准を迫った。

**鳩山民主党代表** アメリカが京都議定書から離脱というのは大変厳しい問題であると思う、私は、まさに

「京都」議定書なんですから、総理がリーダーシップを取って頂いて、日本が真っ先に批准をしてそしてCOP6の再開合に臨んでいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

**小泉首相** 今、日本政府としても川口環境大臣を中心といたしまして、なんとか米国にも会議に参加してもらいたい、また建設的にこの京都議定書の大枠に従って、なんとか温室効果ガスこの問題、削減するような前向きな姿勢をとってもらいたい、と努力中でございます。で、世界第一位の経済力をほこるアメリカに参加してもらうことがこれからの地球環境、あるいは京都議定書の目指すものを実現する上で非常に重要なものから、なんとかアメリカにも会議に参加し、建設的な方向で協力を、と努力しているわけでございますが、まあ今回、議定書に向けて、アメリカ政府は、この議定書のめざすところについて致命的な欠陥があると表明さ



れたことについては、私どもは極めて残念に思っております。しかし、具体的な提案がまだありませんから、私たちはなんとか協力してもらえざる方策はないか、最後まで諦めずに努力を継続したい。

**鳩山代表** 私が生し上げたいのは、先日発表されました中央環境審議会の報告でも、たとえ米国抜きであっても、温室効果ガスの削減に関しては、大変に効果があるんだ、という発表がありました。当然、アメリカが加われればもっといいに違いありません。しかし、ご承知のように、ブッシュの新提案、とても私どもが呑めるような話ではありません。しかしだからこそ、例えばあの対人地雷の禁止条約において、オタワプロセスで、カナダ、そして日本が批准することによって、いやがるロシアや、最後には米国にも最後には批准させた、このように例えば京都プロセスのように、日本が真っ先に批准をして、そしていやがるアメリカにも、最終的に世論の力によって批准させるようにしていかねければならない、どうも日本が米国の出方を待っているようにしか見えないのですから、いまこそリーダーシップを世界に向けて、発言すべきではないか、私はそう思います。

**小泉首相** 鳩山代表のようなご意見もよく伺っています、また、そのような要望をされる方も、いろいろ私のところに、いろいろな提言なりご意見を言って頂いています。しかし、そういう意見を考えながら、この問題は地球全体に影響する問題ですし、自分で判断していいべき問題と、そうでない問題があります。よく各国の出方、そしていろいろな立場を考えながら、できるだけ、有力な国が参加し、この温室効果ガス削減に意味のあるような方向に日本としても努力してゆくべきではないか。いまこの時点で、アメリカの態度はともかく、日本独自で決めるという判断はしていません。<sup>(20)</sup>

経済産業省や産業界にも慎重な態度が表面化し、経団連はすかさず「日本政府に拙速な政治決断を求めることは

地球環境の保全に逆行する」との今井敬会長のメッセージを公表した。一方、気候変動枠組み条約第六回締約国会議 (COP6) のプロシアン議長 (オランダ環境相) は二〇〇一年六月一日に、森林が吸収する二酸化炭素量の算入で日本だけに大幅に譲歩した (日本はこれで削減目標六%のうち三%までを森林吸収分でまかなえる) 最終成案を提案した。<sup>(21)</sup>

日本政府の態度は議定書発効に積極的なEUから疑いの目で見られるようになり、「日本が議定書をつぶした」と非難される恐れも出てきた。<sup>(22)</sup> こうした「環境外交」は、当時間近に迫っていた参議院選挙の争点に浮上した。民主・共産・自由・市民の野党四党首は、六月二八日、「日本が議長国になってまとめた議定書に政府が責任を持ち、世界に先駆けて批准を表明することは最低限の義務だ」とのアピールを発表し、それぞれ小泉首相に対して積極的に批准することを迫った。この問題について野党四党の意見は一致した。<sup>(23)</sup> しかし、「小泉ブーム」が吹き荒れた参議院選挙においては、この政策に関する野党の結束も効果は乏しかった。

二〇〇一年七月末にヨーロッパの二都市で並行して開催された主要国首脳会議 (ジェノバ) と COP6 (ボン) では、二つの会議が連動して京都議定書の批准問題が議論された。しかし、ここでも日本政府の調停は不発に終わり、かえってNGOをふくむ国際世論の中で米国の参加にこだわる日本や英国、カナダが孤立を深めることになった。COP6では、日本政府などへの包囲網がせばまり、ついに京都議定書運用規則が正式採択されて、発効に向けて難航が予想されながらも一歩を踏み出した。

ところで、この課題における政策の最大の特徴は、NGOの影響力が大きいことである。前述の二つの国際会議でも、NGOが会議場を包囲し、また実際に決定過程において実質的な役割を果たした。日本の政党も、民主党をはじめ公明・共産・市民などがそれぞれ環境NGOと連絡をとり、その提案やアイデアを吸収している。NGOは政党内に染まるのを嫌うこともあり、各政党に平等にアプローチし、要請や意見交換を行っている。政党にとつ

てはNGOが「どれだけ細かい資料やデータをそろえてくれるかが、政党のこの問題に関する活動の鍵になっている。彼らはロビーイングに慣れており、きれいなパンフレットもそろえている」とのべる政党の政策担当者もある。<sup>(24)</sup>

この問題について最も積極的に活動を展開しているNGOは気候ネットワークである。気候ネットワークの東京事務所は政府や各政党への働きかけを担当しているが、そのスタッフによれば、野党とは共通の理解が大きく、各政党の環境部会に呼ばれて解説を行ったり、国会での質問作りに関与することもある。この政策課題にたいして積極的な政治家の数はそれほど多くはないが、そうした政治家たちとは強いパイプを確保し得ている。ただ、民主党は自動車労連や電気労連などの支持団体との関係で歯切れが悪くなることもある。「原子力NO」とは言えないし、エネルギー政策も「省エネ」に止まっている。共産党、社民党、自由党はいずれもこの問題に熱心で、共通の理解も感じるし、国会審議についての情報を入手することもできる。

与党については、公明党が与党入りしてからは気候ネットワークとしても従来以上に積極的にアプローチしている。公明党がこの問題も含めて自民党との違いをアピールしたい気持ちも伝わってくる。自民党は政府と一体だが、鳥獣保護法案が上程された際にはじめてNGOを、マスコミも入れない党内の部会に招いた。フロン法案は自民党の検討委員会と協力して成立させることができた。与党との協力の成果であるが、野党側は「NGOが与党にすり寄った」と機嫌を損ねた。また、自民党の中でも若手を中心にこの問題を正面から考えようとする熱心な議員が増えている。他方では、いわゆる族議員活動によって時代の流れに逆行するような動きも見られるという。<sup>(25)</sup>

#### 四 定住外国人の参政権

グローバリゼーションにともなって外国人の定住化と世代交代が進み、「定住外国人」と呼びうる人々が増えて

いる。先進国では、定住外国人が人口全体の五％を占めるようになっており、国によっては一〇％以上にも達している。

ヨーロッパでは、第二次大戦後受け入れた外国人労働者が定着した七〇年代から外国人の政治参加についての議論が活発になり、スウェーデンなどの北欧諸国がまず立法に踏み切った。その後も人の移動と定住化は進み、九〇年代になるとこの問題に対して各国が対応するようになった。ドイツでは外国人が二〇〇〇人を超える都市に「外国人評議会」の設置を義務づけた州がある。フランスでは都市内部の街区（カルチェ）に移民たちの投票で選ばれる会議を設け、第二世代の関心と責任感を高めようとしている。ベルリン市内でも同様の試みがある。EUでは九三年から一五カ国間の相互主義のもとに外国人参政権が認められているがフランスでは与党の社会党が非EU外国人にも五年以上の在在を条件に地方参政権を付与する法案を準備中である。このように定住外国人の政治参加は当然であるという考えは広がっている。一方、ヨーロッパでは国籍そのものの相対化も進んでいる。九七年には欧州評議会が二重国籍を容認する「欧州国籍条約」を制定した。ドイツは九九年に国籍法を改め、移民二世らの国籍取得を容易にした。

日本でもいくつかの自治体において定住外国人の政治参加が試みられている。川崎市が市条例によって「川崎市外国人市民代表者会議」を発足させたのははじめ、東京都が「外国人都民会議」を、神奈川県が「外国籍県民かながわ会議」を、大阪市、京都市がそれぞれ日本人識者も参加する「有識者会議」「懇話会」を発足させている。<sup>26</sup>定住外国人の参政権法案をめぐる動きは九五年の最高裁判所の判断がきっかけになった。このとき最高裁は、定住外国人に地方選挙権を新規立法で認めることは「憲法上禁止されていない」との判断を示した。これを受けて、民主・平和改革（衆議院は公明党）は共同で、地方選挙権を認める法案（定住外国人に対する地方公共団体の議会及び長の選挙権の付与に関する法律（案））を、共産党は単独で選挙権と被選挙権を認める法案（永住外国人に対する地方

公共団体の議員及び長の選挙権の付与に関する法律(案)をそれぞれ提出している。共産党は被選挙権も認めたことについて、「地方参政権というなら、選挙権と被選挙権は一体のもので選挙権だけに限定する理由はない」と述べている。

△定住外国人参政権問題の経緯▽

九三年 九月 九日 大阪府岸和田市議会、政府あて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障の確立に関する要望決議」を全会一致で可決。

以降、地方議会での要望、意見書採択広がる。

九四年 一月 七日 新党さきがけ島根支部、外国人入党を認める(五年以上在住もしくは日本人配偶者で二年以上)。

三月一八日 公明党中執委、外国人入党を確認。

五月二七日 社会党中央委、「当面の方針案」に外国人の入党と地方参政権を求める。

〓二九日

六月一四日 日本新党・岡山、外国人の入党を認め地方参政権を要求。

十一月二日 新党さきがけ・島根、「外国人地方参政権法案要綱」発表。

一九九五年 二月二八日 金正圭氏らの訴訟の最高裁判決で定住外国人の地方参政権を憲法上許容、「立法政策にかかわる事柄」と言及。

三月 七日 村山首相(参議院予算委員会)、最高裁判決について前向きに幅広く議論していく必要があるとの認識を示す。

一九九八年一〇月 八日 金大中韓国大統領訪日、首相会談・国会演説で「在日韓国人の参政権」を要望。

一〇月一六日 民主・平和改革(衆・公明) 共同で「定住外国人に対する地方公共団体の議会及び長の選挙権の付与に関する法律(案)」を衆院に提出(議員立法)。

二月 八日 日本共産党、「永住外国人に対する地方公共団体の議員及び長の選挙権及び被選挙権に関する法律(案)」衆院に提出(議員立法)。

一九九九年 三月二〇日 小淵首相訪韓、金大中大統領の要請に対し、「今後検討していく」と約束。金大中大統領は、「在韓外国人に参政権付与を検討している」と言明。

四月 外国人登録法改正、外国人の指紋押捺が全廃される。

五月二六日 「日本を守る国会議員の奮起を求める国民の集い」決議、参政権付与は違法、不当と主張。

八月 金大中大統領、二〇〇二年の地方選挙までに在住外国人に地方選挙権を付与する特別法制定を指示。

九月二九日 自自公三党幹事長、政権合意。

(1) 継統審議の外国人選挙法を三党共同修正して提案。

(2) 公明は臨時国会冒頭処理、自民は次期通常国会での処理を主張。

一一月二二日 自自公与党三党、今国会では永住外国人選挙法案提出を見送る。党内調整に手間取っている自民党内事情を公明党が「理解」。

自民党内の慎重論は、韓国に住む永住日本人の数と在日永住外国人の数が違いすぎて「片務的」であり、特定の自治体（大阪）では首長を当選させるだけの組織票となり得ると指摘。

一月二三日 日中韓首脳会談（於マニラ）で金大中大統領が「在日韓国人の地方参政権について、来年中に妥結するよう期限をきって」要請。小渕首相は自民党内の意見調整に手間取っていることを説明。

二〇〇〇年 一月二日 公明・自由両党、永住外国人法案を提出。

自民党内での反対論根強く、二党で見切り発車。ただし国籍欄に「朝鮮」と記載されている永住外国人は除外。

二月一日 臨時国会閉幕。公明・保守党および民主党提出の「永住外国人の地方選挙権付与法案」は継続審議に。

二〇〇一年 二月 七日 民主党内の参政権反対派は、「外国人地方参政権を考える会」を旗揚げ、四五人が参加。

五月一日 自民党の「外国人参政権の慎重な取り扱いを要求する国会議員の会」（奥野誠亮会長）、地方選挙権法案を仮に採決する場合には自由投票でなく党議拘束にかける（反対で一本化する）ことなどを求める要望書を党三役に提出。

五月二九日 「永住外国人の地方選挙権付与法案」、一度も審議されることなく再度継続審議に。

六月 五日 在日大韓民国居留民団（民団）、再度の継続審議に抗議、次期国会での速やかな法案成立を求める決議を採択。

ところで、一九九八年末現在における日本の定住外国人は約六二万七千人で、このうち韓国・朝鮮人が約五五万三千人である。すなわち日本における定住外国人の参政権問題は、植民地支配や強制連行といった日本の過去の歴史にたいする責任問題や、また民族差別問題につながっている。この問題に対する各政党の態度や政策にも、こうした問題が影を落している。また、九八年に金大中韓国大統領が訪日した際に、首相との会談や国会演説で「在日韓国人への参政権付与」を要請したように、韓国政府は機会があるたびにこの課題の実現を要請している。金大中大統領は、訪韓した小渕首相に対して「在韓外国人に参政権を付与することを検討している」とも述べている。さらに九九年には、二〇〇二年までにこの法律を制定すると述べている。<sup>27</sup>この問題は、外交的な側面も持っているのである。在日大韓民国居留民団（民団）もまた参政権の付与を強く希望し、共産党をふくむ各政党に働きかけている。<sup>28</sup>

公明党の冬柴鉄三幹事長は日韓議員連盟の副会長であり、この問題を熱心に推進している一人である。冬柴は、民主・平和改革案（九八年一〇月）の趣旨説明において、①成熟した民主主義国家として、地域に特段に密接な関係を持つに至った「外国人たる住民」の意思をその決定に反映すべきであること、特に在日韓国・朝鮮人、中国・台湾人など特別な歴史的背景を有する人々に対しては、その人たちが望むなら、限りなく日本国民に近い扱いがされてしかるべきである。②被選挙権の付与が許されないという理論的結論を前提に立案したものではなく、現時点における国民感情等を慮り、本法の早期成立ということを何より優先させ、その付与を将来に委ねようとする政策判断に基づく、と述べている。

公明党・共産党をはじめ民主・社民も、ほぼ同様な観点から、この法案に対して積極的な姿勢を示している。九九年に自民・自由・公明三党が政権合意した際には、公明党の希望で合意の中にこの問題を三党で共同修正して国会に提案することが含まれていた。しかし、その後自民党は提案に消極的になり、公明・自由二党の提案となった。<sup>29</sup>



自民党内には、この法案に対する根強い反対が存在していた。二〇〇〇年九月には、自民党員による「外国人参政権の慎重な取扱いを要求する国会議員の会」(奥野誠亮会長)が発足した。また、参政権の付与という方向ではなく、国籍取得要件を緩和することによって帰化に誘導するような議論も表面化してきた。

このような事情で自民党内での審議はスローペースであるが、その間には次のような反発の声が聞かれた。「積極的に賛成する気になれない。帰化申請すればいいのだから。外国人なのにどうして日本の参政権をとりたのか。帰化したくないのに参政権がほしいというのはおかしい」(二〇〇一年四月、総裁選で小泉純一郎候補)、「朝鮮半島で有事が起き、大量の難民が日本に流れ着いた場合、港に自衛隊が出動すると、その地域の了解が必要になる。その時に、それが速やかに実行できるかできないかという問題が起きる可能性があり、地方参政権が国政に関係ないことではない。そういった意味で地方参政権を与えるのには反対。むしろ帰化をしやすいべきだ」(二〇〇一年四月二五日、総裁選で麻生太郎候補)、「好ましくない。日本の国籍をとって頂いてフルに参政権を行使していただくのが筋だ」(二〇〇一年五月、森山真弓・法務大臣)。いずれも世界の先進国の動きについて無知、あるいはそれを無視しようとする発言であるが、法案の通過は自民党内の反発によって停滞しているか無視しようとしている。

定住外国人が帰化しようとしないう理由について伊豫谷登志翁は、第一に帰化した「新しい国民」に対する国民国家内における差別と、第二にナショナルなアイデンティティの強制をあげている。第一の点については、「形式的平等の達成が実質的な差別を解消する保証はどこにもない」と述べている。第二の点については、「定住外国人が国籍取得を拒否するより積極的な理由」であり、「厳然として残る差別が、自らのアイデンティティを受け入れ社会に帰属させること、言い換えれば受け入れ国への忠誠を拒否させるのである」とのべている。右の首相、法相の発言は問題の基礎に存在するこうした構造への理解を欠いているか無視しようとしている。<sup>(30)</sup>

定住外国人参政権の法律制定のために運動している在日本大韓民国民団中央本部国際局長の徐元喆は、民団はこ

の運動を「社会運動の一環」と考えていると言う。同氏によれば、地方議会では二〇〇二年二月末現在で、一五〇〇近い自治体が政府に対する要望決議を採択している。民国は各政党にも偏りなく働きかけているが、自民党をのぞいて各政党とも異存はない。とりわけ公明党の冬柴委員長はこの方案について終始リーダーシップを取っており、法案も「冬柴法案」と呼ばれている。公明党の積極的な態度について、徐氏は冬柴委員長の選挙区でもある大阪などにおける在日の住民が公明党の支持母体である創価学会の強い影響下にあり、法律成立による支持票の増大が動機になっているであろうことを否定しない。同時に、冬柴氏は大阪で二〇年以上にわたって弁護士活動を行なっており、在日の法的地位向上特別委員会委員長であるとともに日韓議連の副委員長でもあることを指摘する。

公明党以外では民主党の鳩山代表が積極的であるが、同党内には法案に反対するナシヨナリスティックなグループも存在する。自由党は、小沢党首は積極的だが一部には反対がある。社民党も党議としては賛成だが、十分に浸透していない。土井たか子の委員長復帰後は朝鮮総連に配慮してかトーンダウンしている。<sup>(31)</sup> 共産党は、良く勉強しており信頼できる。もっとも、徐氏がイデオロギーにおける相違からこれまでほとんど接触が無かった共産党にアプローチしたことについては、民団の内部で批判があったという。自民党でも野中広務・元幹事長のように積極的な議員も存在する一方、小泉首相も含めて「不勉強」が目立つ。また、マスコミの中でも読売新聞と産経新聞は、法案の成立を阻止する側に回っている。右翼も頻りに民団本部の建物の周辺で反対のアジ演説を行なっているし、協力的な議員に対して「非国民」「売国奴」といった脅しをかけているという。地方自治体でも、「第三国人」発言を行なった石原慎太郎東京都知事のように反動的な動きが現れている。徐氏は、この法案の成立が日本にとって「国際」へ向うのか「国粹」へ向うのかの岐路である、「政党には失望した。原点に帰ってやるしかない」と述べている。<sup>(32)</sup>

## 結びにかえて

以上見てきたように、グローバリゼーションに関する政策課題に対して、各政党は概ね積極的に取組もうとしている。問題によっては与野党を横断して合意が存在している。その組み合わせは、従来の対立軸とは異なるものもあるし、様々な組み合わせがあるとも言える。安保やイデオロギーに沿った従来の対立軸とは異なる対立軸が現れつつある。それだけではなく、新しい政策的な課題は個々の政治家の動機や使命感を駆り立て、ときに党内に不協和音や対立を生み出していることも事実である。グローバリゼーションがもたらした政策課題は、各政党に新しい政治的な地平を提示するとともに、複雑な政策的人脈を広げてもいるのである。

しかし一方において、地球環境問題や定住外国人の参政権問題のように自民党が単独で反対している場合も目立つ。その理由は、自民党がなお官僚制とともに、国民経済やナショナリズムといった価値に重きを置いているからであろう。グローバリゼーションには、改革的なモメントとともに、その反動としてナショナリスト的な価値を強く想起させる傾向がある。

さらに、グローバリゼーションはNGOなどの諸団体の活動を呼び起こし、政党もこれに刺激され、これと連携している。政党はこれまでにないパートナーを獲得したことによって自らの性格をも変えていくであろう。このようにグローバリゼーションがもたらした政策課題は、様々な角度から日本の政党政治を揺さぶっているのである。

(1) サスキア・サッセン『グローバリゼーションの時代：国家主権のゆくえ』伊豫谷登士翁訳、一九九九年、平凡社、一四〇―一八、一六二―一七二頁。Ann Cvetkovich and Douglas Kellner 'Introduction : 'Thinking Global and Local' Ann Cvetkovich and Douglas Kellner eds. Articulating the Global and the Local, 1997, Westview Press, pl.~27.

(2) 大嶽秀夫『日本政治の対立軸』一九九九年、中公新書、四一―一八七頁。

- (3) 鳩山由紀夫「わがリベラル・友愛革命・若き旗手の政界再々編宣言」『論座』一九九六年六月号。
- (4) 「日本共産党第二二回大会決議」(日本共産党HP)、『前衛』二〇〇〇年二月号、三九〜四一頁。
- (5) アンソニー・ギデンズ『第三の道——効率と公正の新たな同盟』(佐和隆光訳)一九九九年、日本経済新聞社。
- (6) Steven K. Vogel, *The Transformation of Japanese Economy: The Political Battle over Deregulation*, 1996, Cornell University Press, p. 142, 147. 『規制大國日本のシフト 改革はいかになるか』岡部曜子訳、一九九七年、東洋経済新報社は日本の例を中心に部分的に翻訳した。
- (7) Steven K. Vogel 前掲書参照。
- (8) 『朝日新聞』二〇〇〇年二月一日。同、九月八日。
- (9) 「落選 東京五区・小杉隆の場合」『毎日新聞』二〇〇〇年八月二四日〜九月三日。
- (10) 『朝日新聞』一九九七年一月二日。民営化と規制緩和については、次のように述べている。「官民の役割分担に関しては、市場競争の原理を尊重し、行政改革委員会がまとめた判断基準を最大限活用して見直しを進めます。公的規制に関しては、規制緩和推進計画を三月末までに再度改定し、さらに、経済的規制の原則排除、社会的規制の白地からの見直しによって必要最小限に絞り込んでまいります。大嶽秀夫「行革」の発想」一九九七年、TBSブリタニカ、一一頁参照。「ネオ・リベラリズム(新古典派)」の定義については、とりあえず「小さな政府、効率性、規制緩和」を主眼とする発想や理論、政策を指し、「大きな政府、公平性、政府介入」を主眼とする「中央計画型社会主義」と対立するものとする(金子勝「反グローバリズム」一九九九年四月、岩波書店を参照)。
- (11) 『朝日新聞』一九九七年三月二八日、二九日、六月二〇日、一九九八年三月三一日。
- (12) 行政改革推進本部「規制緩和推進重点事項」(自民党HPより)。
- (13) 『民主党規定集』二〇〇〇年九月発行。「第一九回参議院議員通常選挙政策 すべての人に公正であるために／七つの改革・二一の重点政策(二〇〇一年四月)」(民主党HPより)。
- (14) 枝野幸男・民主党政策調査会長代理へのインタビュー(二〇〇一年九月二七日)。具体的な例としては、不良債権の抜本処理を断行すると同時に、予想される失業者に対して「セーフティ・ネットの整備」(雇用保健制度の充実、職業能力支援制度(仮称)の創設)などを提唱している。(民主党HP 二〇〇一年九月二八日)
- (15) 「第三回公明党全国大会 重点政策…二一世紀「健康日本」の構築——「活力と安心の生活大國」をめざして——」(公明党HPより)
- (16) 日本共産党本部政策委員会・和泉重行氏へのインタビュー(二〇〇一年一〇月四日)。
- (17) 「二 真に国民経済の発展と生活向上にメリットをもちたらずかきりにおいて、負担軽減・利便向上に資する規制緩和を否定するものではないが、規制緩和は市場の野放し状態を容認する危険性を有しており、市場原理・競争原理の徹底による無秩序な規制緩和によって、人権、健康、雇用、安全、環境などの社会的に守られるべき価値が損なわれることは、断じて容認することはできない。三 特に運賃規制及び需要調整規制の廃止・弾力化は、諸外国の例を見るまでもなく、過当競争の激化と寡占化、弱者・地方の切り捨て、中小零細事業者の倒産、事故の多発など

様々な混乱を引き起こし、労働者の雇用と労働条件、運輸産業の使命である安全で良質な輸送サービスの提供、地域住民の交通権が脅かされることは必定である」(「社会民主党政策審議会データベース」八六〇八頁)。

(18) 京都議定書合意に至るプロセス等については、田邊敏明『地球温暖化と環境外交』一九九九年、時事通信社を参照。

(19) 『毎日新聞』二〇〇一年四月八日。

(20) 二〇〇一年六月三日、党首討論(気候ネットワークHPより)

(21) 『朝日新聞』二〇〇一年六月二日。

(22) 『朝日新聞』二〇〇一年五月二九日。

(23) 『朝日新聞』二〇〇一年六月二九日。

(24) 民主党政策調査会スタッフ、田端正広衆議院議員(公明党)、和泉重行・日本共産党中央委員会委員へのインタビュー(二〇〇一年一〇月四日、五日)。

(25) 気候ネットワーク東京事務所・平田仁子氏へのインタビュー(二〇〇二年二月二八日)。

(26) 定住外国人の政治参加については、宮島喬編『外国人市民と政治参加』二〇〇〇年、有信堂高文社および『朝日新聞』二〇〇〇年三月二三日参照。

(27) 二〇〇二年三月初旬の時点で、この法案は本会議に回され、成立への最終段階へ入っている。これに対して自民党は、相互主義とは言っても日韓では対象となる人数が違いすぎると「新たな論点」を持ち出している。

(28) 民団のHP「定住外国人に地方参政権を」を参照。民団のHPは、この問題について最も詳しいデータを提供している。ここには、朝鮮総連が参政権は「同化」につながることを恐れる等の理由で、この問題に対して消極的な態度を取っていると解説されている。(在日本大韓国民団「朝鮮総連の「地方参政権」反対運動をたどす」一九九八年刊を参照)。

(29) この提案では、実質的に「朝鮮」籍の定住外国人が適用から除外されることになっており、問題化した。

(30) 伊豫谷志翁「グローバル化と定住外国人の政治参加」、宮島編前掲書八六―七頁。この論文はこの問題の理論的構造を説明している。全国で初めて永住外国人に参加を認めた住民投票が二〇〇二年三月三十一日に滋賀県米原町で行われたが、資格を得た六ヶ国三一人のうち投票したのは半数に満たない三人だった(全体の投票率は六九・六〇%)。その背景に定住外国人にたいする差別が存在することを記者はレポートしている(藤田裕子「定住外国人の住民投票参加」『毎日新聞』二〇〇二年四月二五日)。

(31) 総連は、この法案の成立が在日朝鮮人の日本国家への同化につながるとして批判的である。

(32) 徐元喆氏へのインタビュー(二〇〇二年二月二八日)。一九九二年に川崎市が行った外国籍市民アンケートでは、市長・市議選への参加について永住予定者の七七%弱がこれを求めている(宮島喬「外国人市民の参加とその回路」宮島編前掲書八頁)。